

## 『自動車整備士の法令教本 令和4年版』 に関するお詫びと訂正のご案内

『自動車整備士の法令教本 令和4年版』の内容について誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。以下の通り訂正致しますので、お手持ちの本書に加筆訂正をお願い致します。

ご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。  
よろしくお願ひ申し上げます。

P59

正	エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
	フレーム	緩み及び損傷	
	その他	シャシ各部の給油脂状態	
誤	エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
	その他	シャシ各部の給油脂状態	

P127

正	誤
<p><b>㊦ 自動車検査員の服務</b>〈通達：認証及び指定に係る取扱及び指導要領〉</p> <p>自動車検査員の服務に係る取扱及び指導は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査〔完成検査〕を公正、かつ、确实に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。</li> <li>2. 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。</li> <li>3. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」第13条第1項に定める審査事務の実施に関する規程〔審査事務規程〕に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。</li> <li>4. 自動車検査員は、当該事業場における整備完了車の検査結果を整備作業に反映させ、検査作業の精度向上等について努力すること。</li> </ol>	<p><b>㊦ 自動車検査員の服務</b>〈通達：認証及び指定に係る取扱及び指導要領〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動車検査員は、完成検査を公正、かつ、确实に行うため、検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。ただし、指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したとき（電子保適）は、保安基準適合標章に押印することを要しない。</li> <li>2. 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。</li> <li>3. 自動車検査員は、完成検査を行う際は、審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うこと。</li> </ol>